

# 注記の基本方針、分解情報等の論点、検討 ― ASBJ、収益認識専門委

去る2月19日、企業会計基準委員会では第105回収益認識専門委員会を開催した。

前回の専門委員会（2020年3月1日号（No.1571）情報ダイジェスト参照）に引き続き、開示・表示に関する収益認識会計基準案等に寄せられたコメントへの対応案が示された。

## 基本的な方針

公開草案では開示目的に照らして重要性に乏しいと認められるために注記しないことができる項目には、定量的情報および定性的情報が含まれるとされている。

しかし、定量的情報については、その金額が相当程度僅少でない限り、注記しないと結論づけるのは困難であり、実務で相当の負担があるのではないかと懸念する意見があった。

これに対して、事務局は、公開草案では、収益認識に関する注記における開示目的は、顧客との契約から生じる収益およびキャッシュ・フローの性質、金額、時期および不確実性を財務

諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することと規定しており、この開示目的を満たされる限りにおいて、重要性に乏しいと認められるものとして注記しないことができる定量的情報は、必ずしも金額が僅少なものと限定されない旨を追加することとし、次のような文案を示した。

## 会計基準

165―2項 なお、開示目的に照らして重要性が乏しいと認められるものとして注記しないことができる定量的情報は、必ずしも金額が僅少なものと限定されないと考えられる。

専門委員からは、「主旨には賛同するが、定性的に重要性に乏しいものは定量的に金額が大きくても注記が不要である、といったように、定性的情報と定量的情報の組み合わせを強調したほうがいいのではないか」との意見が出され、他の専門委員からもこれに賛成意見が聞かれた。

た。

事務局からは「定量的情報に開示するよう監査人から要求されるのではないか」という作成者の懸念に答えるもの」という回答があった。

## 収益の分解情報

### (1) 年次財務諸表

事務局から、収益の分解情報の注記は公開草案の方向性を維持するものの、事務局の分析が作成者や監査人に十分に理解されていないのではないかという意見を踏まえ、結論の背景で次のように明確化する条項を追加する旨の文案が示された。

## 適用指針

191項 なお、企業会計基準第17号「セグメント情報等の開示に関する会計基準」に基づくセグメントの売上高に関する情報が、本会計基準における収益の認識及び測定のために基づいており、かつ、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分解した情報として十分であると判断された場合には、セグメント情報に追加して収益の分解情報を注記す

る必要はないものと考えられる。

専門委員からは「十分であると判断」するのが難しい」という意見が聞かれた。

### (2) 四半期財務諸表

四半期財務諸表における分解情報の注記も、年次財務諸表と同様に明確化する1文を、四半期会計基準の結論の背景に追加する修正案が、事務局から示された。

## 四半期会計基準 58―5項（略）

なお、セグメント情報等会計基準に基づくセグメントの売上高に関する情報が、収益認識会計基準における収益の認識及び測定のために基づいており、かつ、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に分析した情報として十分であると判断される場合には、セグメント情報に追加して収益の分解情報を注記する必要はないものと考えられる。

専門委員からは、「四半期も年次と同じ開示するのは釈然

としない」との意見が聞かれた。

## 残存履行義務

残存履行義務の注記を、継続的に長期の請負契約を締結している場合に求め、収益の分解情報を区分する単位で判断する事務局案が示され、次のように追加する文案が示された。

## 会計基準

80―21―1項 第80―21項の注記は、第80―10項に従い収益の分解情報を区分する単位（分解区分）ごとに第80―4項の開示目的に照らしてその要否を判断することができる。分解区分ごとに第80―21項の注記をするか否かを判断した結果、注記をする分解区分と注記をしない分解区分があることになった場合、どの分解区分について第80―21項の注記を行ったのかを注記する。

200―2項 残存履行義務の注記は、長期の請負契約を有している事業を有する企業を評価するにあたって重要な情報である（第194項）。しかし、企業は複数の事業を営んでいる場合があり、事業によって継続的に長期の請負契約を締結している場合もあれば、そうでない場合もある。したがって、

## 会計

## 開示2基準、議論大詰めへ

—ASBJ、ディスフロージャー専門委

去る2月20日、ASBJは第34回ディスフロージャー専門委員会を開催した。

昨年10月30日に公表された「会計上の見積りの開示に関する会計基準（案）」、「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準（案）」に寄せられたコメントへの事務局対応案について、これまでの審議で専門委員より出された意見への対応案等が示された。

## 見積り開示基準

前回（2020年3月1日号（No.1571）情報ダイジェスト参照）の専門委員会と第425回企業会計基準委員会にて出されたコメントを踏まえた基準の文案、コメント対応表の対応案が示されたが、専門委員から反対の声は特段あがらなかった。

## 会計方針開示等会計基準

見積り開示基準と同じく、前回の専門委員会と親委員会にて

第80—21項の注記をするか否かの判断は、第80—10項に従い収益の分解情報を区分する単位（分解区分）ごとに、第80—4項の開示目的に照らして判断することを認めることとした。例えば、分解区分が報告セグメントである場合には、報告セグメントごとに第80—21項の注記をするか否かを判断することになる。

専門委員からは、「長期の請負契約に限らないのでは」との意見が聞かれた。

\*

今後2回専門委員会を開き、3月27日開催予定の親委員会での公表議決を目指す。

判断した結果、注記をする分解区分と注記をしない分解区分があることになった場合、どの分解区分について第80—21項の注記を行ったのかを注記することとなった。

会計・監査  
カナメの要

## 経理の存在意義は

公認会計士  
手塚 仙夫

今般企業では、金銭に関わる業務を経理業務といい、それを担当する部署を経理部と称している。類似する言葉には計理や主計があり、計理という言葉は終戦まで（明治から昭和の前半まで）主に使われており、主計という言葉は主に行政機関でよく使われているという印象がある。

主計という部署名は一般企業でも時折みかけるが、歴史の古いいわゆる大企業に今でも残っているように思われる。

経理業務といっても、企業によつてその内容は多様化してきているように思われるが、私の経験からは財務戦略や資金繰りを扱う財務、総勘定元帳の管理や決算事務を行う主計、それに税務申告関係を扱う税務が経理業務の柱と認識している。最近は一TとかAーとかがかなり浸透してきているので、それぞれの業務のなかでツールとしてそれらが使われてきており、技術の進歩もあり、ますますその傾向は強くなるものと考えられる。金銭に関わる業務としては他に予算がある。予算の集計作業は経理部門で行っているものと思われるが、予算自体は各事業部門の活動と密接に関係してくることか

ら、どこが主導権を持っているかについては企業によつて多様性があるように思われる。

経理業務の特徴として、金銭の動きの実績を財務、主計、税務が扱うが、これらは基本的に実績の取りまとめが中心となる。金銭自体の動きは、各事業部門での購買や販売、総務や人事の間接部門の活動に伴い発生し、その結果が経理部門に連絡される経理業務につながっていく。経理部門では、各部門から上がってきた金銭に関わる情報を、決められたルールに従い処理をしていくことになる。このことを別の言い方では、受け身の業務ともいうことができる。本稿でこのようなことを取り上げた理由は、近い将来経理業務は一TやAーに取って代わられてしまうという危機感からである。

経理の存在意義はどこにあるのか。私が考えるに、経理という部署は、当該企業のすべての動きが、「金額」という測定手段により情報化され集まってくる情報の宝庫ではないかと思っている。これを単なる集計業務と捉えるか、価値ある情報と考えるかにより意味合いが違ってくる。

私は経理こそ、経営管理のための情報保有者であると考えている。したがって、それらの情報をいかに分析し未来（予算、中長期計画、不正の兆候等）の企業活動に役立たせることができるか力量が問われることになる。ここで経理マンに求められる基礎的要素は、数字の示している意味、すなわち当該数字を発生させた活動の状況を読み解く力（活動状況をイメージし、問題の有無を認識できるか）である。幸い分析手段として一TやAーの技術進歩は目覚ましいものがある。これらのツールを駆使しながら、経理部門からの経営管理に有益な情報発信を期待したい。

最近では、CFOという言葉が聞くことが多くなったが、これなどはまさに経理の持つ情報を経営に役立たせようとする発想から生まれたものであり、企業のなかのキーマンとして認知されている。経理の力を発揮できる環境が整いつつあるように思われる。これからの経理マンは、このような自負と自信をもって未来志向の仕事をすることを期待したい。特に、経理部門に配属された若い人材の発想の転換が必要である。

出されたコメントを踏まえた基準の文案等が示されたが、専門委員から反対の声は特段あがらなかった。

また、コメントのうち、文案等に反映されなかったコメントについては次のとおり。

#### (1) 文案修正に関する意見

公開草案44―3項では「関連する会計基準の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続の開示上の取扱いを明らかにして、財務諸表利用者が財務諸表を理解する上で不可欠な情報が提供されるようにすることは有用であると考えられる」としている。第33回ディスクロージャー専門委員会では、「有用である」という表現は間違

いではないが今回の基準開発の趣旨に照らすと、いわゆる明確化により、正しい開示が行われるようにしたという書き方のほうが適切ではないか、との意見があった。

この点、事務局は、本公開草案4―2項の開示目的においては、定めが明らかである場合も明らかでない場合もあわせて記載となっているため、44―3項においてもそれに対応してその有用性を確認するような記載としている、とした。

#### (2) 基準文案4―5項、4―6項の関係についての意見

第425回企業会計基準委員会では、基準文案4―6項には代替的な会計処理の原則および手続が認められていない場合には記載を省略できる旨が記載されているが、4―5項の会計方針の例示には(6)引当金のように代替的な会計処理の原則および手続が定められていないものが含まれているため、4―6項の

記載はわかりにくい、との意見があった。

この点、事務局は、4―5項の例示は本公開草案の開発の過程で会計基準の明確化を図るという本プロジェクトの趣旨に鑑みて、企業会計原則注解1―2の記載をそのまま引き継ぐこととしたものである。そのため、4―5項の記載は変更しないことが考えられる、とした。

### 金融

## マイナス成長に対処する金融政策を打ち出せるか

内閣府は2月17日、2019年10―12月期の国内総生産（GDP）速報値を発表した。物価変動を除いた実質値で、前期比マイナス1・6%、年率換算でマイナス6・3%となった。マイナスとなったのは5四半期ぶり。過去1年間では、2019年4―6月期まで0・5―0・6%で推移し、前期（7―9月期）は0・1%まで低下したが、当期でさらに大きく落ち込んだことになる。

国内需要（内需）と輸出から輸入を引いた純輸出（外需）で

みると、直近の1年間では内需が0・2―1・0%とプラスで寄与する反面、外需は0・3%程度のマイナス寄与であることが多かった。しかし当期はこれが逆転し、外需が0・5%のプラス寄与、内需がマイナス2・1%と大きくマイナスで寄与した。

内需の中身で目立つのは、家計最終消費支出のマイナス3・0%（GDP寄与度はマイナス1・6%）、民間企業設備のマイナス3・7%（寄与度マイナス0・6%）だった。今回GDPが急落した理由

## 経理用語の豆知識



### 特定目的会社の監査

特定目的会社制度とは、原資産保有者が特定資産を特定目的会社に売却し、特定目的会社がその資産から得られるキャッシュ・フローや資産価値を裏づけとした資産対応証券を発行することにより資金調達を図るしくみであり、資産の管理処分は外部の信託会社等にすべて委託しなければならない。特定目的会社は、資産を証券化するための「ビークル」であることから、組織上の簡素化が図られており、資産の運営管理等の業務は外部に委託されるものとされている。投資家保護の観点から、対象資産の特定および資産流動化計画の作成および監督官庁への報告義務等が課せられている。

監査人は、内部統制監査の実施において不正等を発見した場合には、経営者、取締役会および監査役または監査委員会に報告して適切な対応を求めるとともに、内部統制の有効性に及ぼす影響の程度について評価しなければならない。

### 分析的手続



分析的手続とは、財務データ相互間または財務データと非財務データとの間に存在すると推定される関係进行分析・検討することにより、財務情報を評価することをいう。分析的手続には、他の関連情報と矛盾する、または監査人の推定値と大きく乖離する変動や関係の必要な調査も含まれる。

分析の実証手続は、実証手続としての分析的手続をいうが、分析的手続を立案し実施する場合には、①評価した重要な虚偽表示リスクと対応する詳細テストを考慮して適切かどうかの判断、②情報の情報源、比較可能性および性質と目的適合性ならびに内部統制を考慮して、計上された金額または比率に対する監査人の推定に使用するデータの信頼性の評価、③計上された金額または比率に関する推定を行い、当該推定が、個別にまたは集計して重要な虚偽表示となる可能性のある虚偽表示を識別するために十分な精度であるかどうかの評価、等を行わなければならない。

## この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

| 日 付            | 法 規 等                               | 出 所   | 備 考                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 掲載号 |
|----------------|-------------------------------------|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 2020年<br>2月17日 | 年末調整手続の電子化及び年調ソフト等に関するFAQ           | 国税庁   | 平成30年度税制改正により、2020年分の年末調整から、生命保険料控除、地震保険料控除および住宅借入金等特別控除に係る控除証明書等について、勤務先へ電子データにより提供できるよう手当てされたことなどを受けて、年末調整手続の電子化に向けた施策が実施される。本FAQでは、勤務先や従業員が行う年末調整手続の電子化の準備の進め方、控除証明書等データの取得、年調ソフトの利用方法等について解説されている。<br><a href="https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/pdf/nencho_faq.pdf">https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/pdf/nencho_faq.pdf</a>                                                                                                                                                         | —   |
| 2020年<br>2月19日 | 監査上の主要な検討事項(KAM)適用に向けてのレター(第3弾_最終回) | JICPA | KAMに関して監査役等と協議すべき事項や、KAMの草案作成、被監査会社の開示の準備等についての解説が3回にわたって記載された。今回は最後のレターとなる。<br>第1弾 <a href="https://jicpa.or.jp/news/information/0-24-0-0-20200123.pdf">https://jicpa.or.jp/news/information/0-24-0-0-20200123.pdf</a><br>第2弾 <a href="https://jicpa.or.jp/news/information/0-24-0-0-20200207.pdf">https://jicpa.or.jp/news/information/0-24-0-0-20200207.pdf</a><br>第3弾 <a href="https://jicpa.or.jp/news/information/0-24-0-0-20200219.pdf">https://jicpa.or.jp/news/information/0-24-0-0-20200219.pdf</a> | —   |

## 証 券

## 株式市場のファンダメンタルズ、急速な悪化

は、内需、特に個人消費の大きな落込みが原因とされており、落込みの主要因は、昨年10月に実施された消費税率の引上げであるとみられている。

2014年4月の増税時にも個人消費は落込みをみせたものの、直前の駆け込み需要があったうえに、翌期からプラスに回復している。今回は、駆け込み需要が統計上みられないまま税率引上げとともに落ち込み、2020年1～3月期はプラスに戻るのか懸念されている。

1月以降、新型コロナウイルス感染症の問題が日本経済のマインスマイルとして浮上してきている。これに対処するために財政面での予算措置だけでなく、金融政策として日銀の役割が期待されている。民間金融機関向けの貸出し支援など、制度面での対応にとどまらず、米連邦準備制度理事会(FRB)のようなマクロ面での金融政策が打ち出せるかに注目が集まっている。

す指標の増加を指摘する声もある。

昨年10～12月期のGDPは実質年率6.3%減と5期ぶりのマイナスであり、内需は公的需を除く全項目で減少した。

増税の影響はあるものの内需は底堅く、今後GDPは持ち直す、との見方もあるが、内需の柱である設備投資の今後を占う機械受注は2四半期連続の減少が予想されており、先行きを不安視する声も広がっている。

企業収益の2019年度第3四半期予想では、製造業を中心に前年同期比の減益幅が拡大し、年度では2年連続減益となる。年度では2年連続減益となる。これが現実視されている。それに加え、新型コロナウイルス問題の影響が懸念されている。

マクロ経済の指標や企業収益は、日本を含め、米国を除く主要国で悪化傾向にあるとされる。米中貿易摩擦の影響が危惧されるが、FRBの下げという切り札があるため、今後の景気や株価の見通しは比較的明るいとみられている。

今後、米市場主導で株価が世界的に上昇した際に、日本市場が追従できるかが注目される。

新型コロナウイルスの脅威が世界の株式市場を震撼させたが、主要国の株価は、唯一景気の底堅さを保っている米国市場に支えられ、発生地中国を含めて素早く回復したとされる。米国やEU主要国では平均株価の最高値更新が相次いだ。アジア各国の株価も比較的順調に推移しているとみられる。

株価のファンダメンタルズは、昨年来米国を含めて悪化傾向にあるとされ、新型コロナウイルスは、1月以降、新型コロナウイルス感染症の問題が日本経済のマインスマイルとして浮上してきている。これに対処するために財政面での予算措置だけでなく、金融政策として日銀の役割が期待されている。民間金融機関向けの貸出し支援など、制度面での対応にとどまらず、米連邦準備制度理事会(FRB)のようなマクロ面での金融政策が打ち出せるかに注目が集まっている。